

# 会津地区社会人バスケットボール連盟規約

## 第1章 名称と事務局

- 第1条 本連盟は会津クラブチームバスケットボール連盟と称する。  
第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

## 第2章 目的と事業

- 第3条 本連盟は、クラブチームの健全な普及発展を図るとともに、技術向上・指導者の要請及び加盟チームの連携並びに親善を図ることを目的とする。  
第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 各種バスケットボール大会の開催。  
2. バスケットボール競技の普及、発展並びに技術向上のための研究及び指導。  
3. その他、目的達成に必要と認められた事項。

## 第3章 組織

- 第5条 1. 本連盟は、会津内の社会人チーム（クラブ・大学・実業団・家庭婦人）をもって組織する。  
2. 会津バスケットボール協会に加盟する。

## 第4章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。  
1. 会長1名 2. 副会長若干名 3. 理事長1名 4. 理事若干名  
5. その他、必要に応じて顧問、参与を置くことが出来る。但し、会長が認めるときは副理事長を置くことが出来る。  
第7条 役員選出の方法は次の通りとする。  
1. 会長、副会長、理事長、監事は理事会で選出する。  
2. 理事は各チームごとに1名選出するほか、会長の推薦する理事若干名とする。  
3. その他の役員は、会長・理事長の推薦で決める。  
第8条 役員の仕事は次の通りとする。  
会長は本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその仕事を代行する。理事長は理事会を代表し、業務を統括する。  
第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。  
補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

- 第10条 定例理事会は、毎年1回（4月会津バスケットボール協会評議員総会時）開催し、次のことを決める。但し、必要に応じ臨時に開くことも出来る。  
1. 事業計画 2. 役員を選出 3. 規約の改正 4. その他、重要事項の審議

## 第6章 登録

- 第11条 本会に加入しようとするチームは会津バスケットボール協会に登録しなければならない。登録は所定の登録用紙に記入の上、提出しなければならない。

## 第7章 会計

- 第12条 本会の経費は各チームの参加料、その他の収入をもって充てる。

付則 この規約は平成7年4月22日より実施する。平成30年4月14日一部改正。